

令和6年第2回東広島市議会定例会

報 告 事 項

そ の 2

令和6年6月

目

次

報 告 第 1 8 号	専決処分の報告について……………	1
報 告 第 1 9 号	専決処分の報告について……………	3

報告第18号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月27日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

6万2,700円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和6年6月13日

(報告理由)

令和6年5月20日、東広島市総合福祉センター・東広島保健医療センター駐車場において、職員が公用車に乗車しようとした際、当該公用車のドアが隣に駐車していた小型自動車に接触し、当該小型自動車の左側面を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第 19 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 27 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

0 円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和 6 年 6 月 19 日

(報告理由)

令和6年2月20日、市道中央巡回線において、隣接する店舗の駐車場に駐車していた小型自動車のブレーキがかかっていなかったことにより、当該小型自動車が当該駐車場から後進してきたため、緊急走行中の救急自動車が当該小型自動車と衝突し、当該小型自動車の後部を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

